

平成30年12月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うち迅速継手(LPガス用)1件、石油給湯機1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うち延長コード1件、エアコン(室外機)1件、電気温水器1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うち運動器具(チューブを使用した運動器具)1件、
エアコン(室外機)1件、電気ストーブ2件、プリンター1件
車いす1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議(※)
において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201700551、A201800163を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03-3507-9204(直通)

FAX：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800536	平成30年11月1日	平成30年12月10日	迅速継手(LPガス用)	OJ-000	株式会社ターダ(現株式会社ハーマン)	火災	学校で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から20年以上経過した製品 平成30年11月6日に経済産業省産業保安グループにて公表済 平成30年11月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月30日
A201800538	平成30年11月25日	平成30年12月10日	石油給湯機	IBF-422DS	株式会社長府製作所	火災	当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の 使用状況を含め、現在、原因を調査中。	徳島県	製造から20年以上経過した製品 平成30年12月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700551	平成29年8月30日	平成29年12月6日	延長コード	JCL-5M	新東電器株式会社	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、コードコネクターボディ内部の配線金具接続部で接触不良が生じたため、異常発熱し出火したものと推定されるが、焼損が著しく、接触不良に至った原因の 特定には至らなかった。	香川県	平成29年12月8日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800163	平成30年5月30日	平成30年6月22日	エアコン(室外機)	RAS-221PAV	東芝キャリア株式会社(現 東芝ライフスタイル株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、制御基板上のパワートランジスタが異常発熱して出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部品もあったことから、異常発熱した原因の 特定には至らなかった。	福岡県	平成30年6月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800543	平成30年12月3日	平成30年12月12日	電気温水器	EHPN-CA25ECV1	株式会社LIXIL	火災	施設のトイレで当該製品内部を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800535	平成30年10月21日	平成30年12月10日	運動器具(チューブを使用した運動器具)	重傷1名	店舗で当該製品を使用中、当該製品のチューブが外れ、傍にいた者に当たり、右目を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年11月29日
A201800537	平成30年11月22日	平成30年12月10日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	平成30年12月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800539	平成30年11月30日	平成30年12月10日	電気ストーブ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A201800540	平成30年11月24日	平成30年12月11日	電気ストーブ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A201800541	平成30年11月29日	平成30年12月11日	プリンター	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	平成30年12月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201800542	平成30年11月7日	平成30年12月12日	車いす	重傷1名	施設の駐車場で当該製品を開く際に、指を挟み、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	栃木県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年12月5日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件 該当案件なし

延長コード（管理番号：A201700551）



エアコン（室外機）（管理番号：A201800163）



電気温水器（管理番号:A201800543）

